

第18回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年2月4日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

浅利祐一（国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校）

天内文夫（釧路市民生委員児童委員協議会）

井上利秋（日本放送協会釧路放送局）

小笠原寛（釧路弁護士会）

小野信一（釧根社会福祉士会）

齋藤 隆（釧路家庭裁判所）

齊藤雄彦（釧路地方検察庁）

多田みゆき（釧路市女性団体連絡協議会）

田中義之（北海道税理士会釧路支部）

辻 信幸（釧路公立大学）

(2) 欠席委員

伊藤利晴（釧路町役場）

金子大作（釧路家庭裁判所）

小林久美（釧路市役所）

(3) 裁判所（説明者）

阿閉正則（裁判官）

竹野 均（首席家庭裁判所調査官）

村上 信（首席書記官）

中山訓伸（事務局長）

(4) 庶務

小林 司（総務課長）

卯城賢志（総務課課長補佐）

松村美紀（総務課庶務係長）

4 議題

「成年後見制度について」

5 議事概要

(1) 齋藤隆委員長あいさつ

(2) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員を委嘱された田中義之委員（北海道税理士会釧路支部）、小笠原寛委員（釧路弁護士会）及び齋藤雄彦委員（釧路地方検察庁）が委員長から紹介され、それぞれあいさつをした。

(3) 成年後見制度についての説明

ア 首席家庭裁判所調査官から成年後見事件の概況説明をした。

イ 首席書記官から成年後見手続の流れについて説明をした。

(4) 意見交換

ア 手続説明用DVD（成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～）を視聴後、「利用しやすい成年後見制度をめざして」をテーマとして協議した（発言の要旨は別紙記載1のとおり）。

イ スライドCD（後見人の基礎知識～はじめて後見人になる方のために～）を視聴後、「後見人に対する職務や責任についての充実した説明の在り方」をテーマとして協議した（発言の要旨は別紙記載2のとおり）。

ウ 「専門職後見人の活用について」をテーマとして協議した（発言の要旨は別紙記載3のとおり）。

(5) 次回の議題

「利用しやすい家事調停と審判をめざして」

(6) 次回日時

平成22年7月13日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙1)

意見交換における発言の要旨

1 利用しやすい成年後見制度をめざして

委員長： 家庭裁判所では、成年後見制度の利用を考えている方に対し、先ほど視聴した手続説明用DVDを使って、説明をしているところである。このDVDについての感想や成年後見制度をより利用しやすくするための方策等について意見を伺いたい。

委員： 民生委員として、成年後見制度に関する相談を受けることが多い。制度については、研修会等で勉強をしているが、細かい手続に関しては良く分からないところがある。視聴したDVDは分かりやすいので、研修会で使用したい。民生委員としては、相談を受けたとき、利用すべき機関をきちんと判断して、そこに連れて行くことが重要なので、的確な判断ができるように、今後も勉強していきたいと考えている。

委員： 認知症の方の財産について、親族間に争いがあるケースの相談を受けたことがある。後見人は裁判所から監督を受けており、不正に財産を使うことはできないので、成年後見制度を利用した方が良いとアドバイスをしたが、嫌がられた。一般の方は、後見人に選任された場合、自由気ままに本人の財産を使えないことを理解していないようである。

委員： 視聴したDVDは、成年後見制度の相談窓口である地域包括支援センターにも配布されている。DVDはとても分かりやすい内容であり、全編25分程度であるが、各編を選択して見ることもできる。支援センターでは、相談業務や研修会等でこのDVDを利用しているところである。

委員： 後見人の選任について、弁護士に依頼があるのは、親族間に紛争があるケースが多い。以前、私もそのような事案を取り扱ったことがある。

その際、親族は親族後見人が選任されることを希望していた。その理由は、弁護士等の第三者が後見人となった場合、本人の財産の中から報酬を支払わなければならないからという理由だった。最終的にその事案では、弁護士が後見人として選任された。そのような経験があるので、この制度における報酬付与の手続がどのようになっているのかを知りたいと思っている。視聴したDVDについては、いかにも役所が作ったものと思った。もう少し内容が柔らかくならないものかと思う。

先ほど支援センターの話があったが、私が相談を受けたとき、高齢者に対しては、支援センターを紹介することが多い。支援センターでは高齢者のためのいろいろな情報が手に入るからである。そのほか、少し紛争があるような事案では、法テラスを紹介している。大まかにそのような振り分けで相談者に各機関を紹介しているところである。

委員： 相続対策を含め、税理士が専門職後見人になる場合もある。成年後見制度ができてから、税理士会も研修を実施しており、積極的な対応をしているところである。ただ、法律の専門家である弁護士や司法書士と比較すると、税の専門家である税理士が後見人に選任されるケースは少ないという印象を持っている。

委員長： 釧路管内で、専門家による資産管理の必要があり、税理士が後見人に選任された事例が1件ある。

委員： 報道においては、特集やドキュメンタリー等のあらゆる機会でも、認知症や老老介護の問題をとりあげており、これらの問題については一般の方も認識が高いと思う。しかし、成年後見制度については、あまり周知されていないという印象である。先ほど視聴したDVDは、制度の説明としては分かりやすいが、現実には後見人選任の際に紛争が起きる等、深刻な問題が生じる場合もあるのだと思う。ドキュメンタリーでは、プライバシー等いろいろな問題があるので、番組化が難しいところがある

が、そのような問題をタブーではなく、番組で取り上げていくことが重要であると思う。

現段階では、成年後見制度がどのような制度なのかということ、ニュースや情報番組で取り上げることは可能であると思う。

委員： 先ほど見たDVDは分かりやすかった。昔の禁治産制度と比較すると、成年後見制度は、一般の方にもそこそこ認知されていると思う。

委員： 昔の準禁治産や禁治産制度のイメージの悪さが、年配の方に残っているような気がする。そのため、成年後見制度を利用しにくいと感じている方がいると思う。また、本人が完全な判断能力を有しない場合に後見開始の申立てをすることは分かるが、その前の段階である保佐や補助について、本人がどのような状態のときに申立てをしたらよいか、目安が分からない。

説明者： 判断能力については、申立書の添付資料である診断書を見て、受理面接において申立人の話を聞く。そこで、明らかに本人に判断能力がないと判断できる場合、鑑定を省略することもある。診断書や申立人の話では判断できない場合、裁判所が本人調査を行い、どの程度話ができるか等を調査したり、必要なときは医師による鑑定を行う。そして最終的に後見、保佐、補助のどの区分に該当するかを判断する。したがって、申立人が後見開始を申し立てていても、調査や鑑定の結果、本人に判断能力が全くないとは言えないような場合、申立ての趣旨を保佐開始に変更するように促すこととなる。逆に、申立人が保佐開始を申し立てても、本人に判断能力が全くないような場合には、申立ての趣旨を後見開始に変更するように促すこととなる。

委員長： 最高裁判所は、成年後見制度について、パンフレットやリーフレットを作成している。これらは相談業務の際に利用していただくため、釧路管内の市町村役場、法テラス、弁護士会、司法書士会、税理士会、社会

福祉士会，社会福祉協議会に送付している。

委員：パンフレットの内容は素晴らしいが，この中で，本人が弟の財産（負債）の相続放棄をするために，後見開始の申立てをしたという事例が紹介されている。実際は，このような申立てよりも，本人の財産を管理するために申し立てるケースが多いのではないか。

説明者：私の前任庁では，相続放棄の手続をとるために後見開始の申立てをするケースが多かった。以前は必ず鑑定をしなければならないという運用であったため，相続放棄のために費用をかけて鑑定をしなければいけないのかと苦情を言われた経験がある。現在では，事案によっては鑑定を省略しており，裁判所も運用を見直している。

委員：民生委員として相談を受けるケースでは，自分に財産がなく，不動産を処分して施設に入りたいが，どのように進めたら良いかという相談が多い。自分には身内がないので，これから自分の身をどこの施設に預けたら良いのかという相談も多い。そのような場合，成年後見制度について説明するとともに，事案に応じて法テラス等を紹介しているところである。

2 後見人に対する職務や責任についての充実した説明の在り方

委員長：先ほど視聴したスライドCDは，後見人に就任する方に対し，職務や責任を理解してもらうため，最高裁判所が作成したものである。

委員：クイズ形式になっており，とても良いスライドだと思う。相談を受けた際，後見人は裁判所の監督を受けると説明しているが，これを見せると理解してもらえと思う。

委員：後見人の職務や責任について，一般の方はほとんど分かっていない。相談窓口となる機関の担当者が職務や責任についての基礎知識を持って

いれば、的確なアドバイスができる。このスライドCDは、相談担当者にとって良いものだと思う。

委員： 後見開始の審判がされると、後見人に対して通知がもらえる。そこには後見人の職務について、基本的なことが書かれている。その後、後見人として活動する中でいろいろな問題が生じることがあるが、事案に応じ、継続的に相談を受けたり、支援をする態勢が必要であると思う。

私は専門職後見人として、後見人に就任しているが、後見人ができない手術の同意等を医療の現場から求められることを悩ましく思っている。

委員長： そのような場合は、本人の親族から手術の同意をとるのか。

委員： 本人の親族がいる場合には同意をしてもらおう。しかし、社会福祉士が専門職後見人になる場合は、親族の中で本人のために後見開始を申し立てる方がおらず、結果的に市町村長が申立てをしているケースが多く、親族から同意をとることが難しい。

委員： 裁判所で後見人の監督がどこまでできるのかなと疑問に思う。すべてきっちり監督すると、事務量が多すぎると思うし、不正をするおそれがある人が後見人になってしまった場合、裁判所で指導するのは大変だと思う。

説明者： 裁判所の監督としては、後見人から収支計画書や財産目録を提出してもらい、その内容を確認する。その後、定期的に後見監督をする中で、収入に応じた支出となっているか、帳簿は付けているか、収支は一致しているかを確認する。ただ、裁判所もすべてのケースで監督をするのでは大変なので、きちんとできる後見人については、後見監督のスペンを長くする等の工夫をしている。

3 専門職後見人の活用について

委員長： 最近，専門職後見人の活用が，家庭裁判所での大きなテーマとなっている。例えば，本人が交通事故に遭って判断能力が全くなくなり，示談交渉や訴訟が必要なケースにおいては，弁護士が後見人として選任されることがあるなど，裁判所では事案に応じて，専門職後見人を選任しているところである。そこで，専門職後見人の経験がある委員に，実情を紹介していただいた後，専門職後見人の活用について意見を伺いたい。

委員： 先ほども話したが，社会福祉士が後見人になるのは，本人が天涯孤独で，市町村長が申し立てているケースがほとんどである。本人の財産も少ない場合が多く，報酬がもらえる見込みもない。このようなケースがだんだんと増えており，人数が少ない社会福祉士では応えきれない状況になっている。毎年それを担える社会福祉士を育てるため，社会福祉士会主催で弁護士会，司法書士会，税理士会と共に成年後見制度学習会やセミナーを実施している。市民でもボランティアな形で，自ら後見活動にも関わりたいと思っている方，いわゆる市民後見人になりたいという方が増えている。先日の学習会でも，そのような市民が20人程いた。専門職後見人といっても人材が限られており，今後増加していく認知症や在宅介護者に対応していけるのかなという疑問がある。将来的に，このような市民と協力していくことが必要であると思う。

委員： 弁護士や税理士等の専門職後見人については，自分の専門知識を使って後見人を務めていかなければならない。やはり，相当な労力がかかると思うので，報酬付与を考えなければいけない。また，報酬については，ある程度外部から見るような基準を示すことが，専門職に協力をしてもらう上で必要であると思う。

委員長： 先ほど話があったように，親族と専門職後見人の間で問題となるのは，

報酬についてである。今まで親族や専門職の中でもボランティアの様に後見人を勤めてきた方については、報酬付与の申立てをしないケースが多かった。しかし、財産の金額にもよるが、事案によっては、裁判所で一定の基準を決めて付与するようにした方が、仕事として割り切れるのではないか。

委員： 本人が認知症で弁護士が専門職後見人として選任されていたケースで、その本人の死亡後、相続の件で税理士として関わった経験がある。その際、専門職後見人であった弁護士から資料をもらったが、非常に明解な収支の内訳になっていた。毎月定額の生活費を親族に振り込む等、支出はできるかぎり自動振替にしており、非常に信頼できるという印象を受けた。また、資料を見ながら、このような収支内訳書の作成や領収書添付の仕事は実は税理士がいちばん向いているかもしれないと感じた。

委員： 弁護士会には各種委員会があり、成年後見制度に関しても、委員会を中心として積極的な活動をしているところである。

報酬の問題についてはきちんとした方がよいと思う。ボランティアといっても、後見人にはいろいろな職務があり、務めていくうちにだんだんとつらくなってくると思う。報酬を支払う方が後見人も楽になるのではないか。そういう意味では、裁判所が後見人に対して、報酬付与の申立てを積極的に促すようにしてほしい。

委員： 専門職後見人に対しては報酬が付与されてもいいと思うが、親族後見人で報酬付与というのは、親族間に確執が生まれるおそれがあると思う。

委員： 私はボランティアで保護司をしている。保護司は報酬がなく、交通費くらいは支給されるが、実際の支出はそれ以上かかっている。自分としては保護司になるときからボランティアと考え、そういう意味で割り切っている。後見人については、報酬付与という手続があるので、割り切

って後見人に報酬を支払えばよいと思う。

委員： たとえ名目的な報酬でも、きちんと支払われた方が職務としてやっているのだという意識が持て、後見人としての自覚が出ると思う。一方、親族間で紛争がある場合、ある親族に任せようとしたときに、報酬付与の話が出たら、再び紛争が起きるかもしれないと思う。一概にどちらが良いとは言えないと思う。

委員長： 先ほど、市民後見人の話が出たが、それは無償なのか。

委員： 地域によって異なるようである。無償のボランティアという地域もあれば、報酬を受け取る方が責任をもって後見人の職務を担えるということで、報酬を受け取っているところもある。

説明者： 報酬付与については、いろいろな観点から考えることが必要である。先ほど話があったように、専門職後見人に報酬をとられることに納得できない親族もいる。しかし、親族間で争いのある事案においては、親族に対して、「報酬は発生するけれど、その後何らかの紛争に巻き込まれることを考えれば、報酬は決して高くはない額なのではないか。」と説明をすると、後見人の報酬について納得することも多い。また、親族については、報酬がほしいわけではなく、純粋な気持ちで自分の親や兄弟等の財産を守っていきたいという使命感に燃え、後見人を務めているという方も多い。どちらが良いかを判断することは難しい。